

高事第1217号  
令和3年4月27日

大阪府所管介護サービス事業所 管理者様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

緊急事態宣言後の介護サービス事業所の対応について

平素から本府福祉行政の推進にご協力をいただきありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、多大なご尽力をいただき、ありがとうございます。

大阪府においては、4月23日に緊急事態宣言が発出されたところですが、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年4月23日変更））において、「高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）」については、事業の継続を要請するものとされており、引き続き、介護サービス事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を維持する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

つきましては、事業所における必要なサービス等の継続等について、ご対応くださいますようお願いいたします。

【担当】

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課  
居宅グループ  
府庁代表 06-6941-0351